

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要は次のとおりであり、同条第六項の規定により、これを縦覧に供する。

平成十九年六月十九日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 意見の対象となった届出

平成十九年岡山県公告第六〇号で公告された大規模小売店舗の新設に関する届出

二 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）サンステーションテラス岡山 北館

所在地 岡山市駅元町一二七-三

三 意見の概要

不特定多数が利用する公共駐車場を届け出る場合には、駐車割引券の適用、駐車場の空き状況等により来客が実際に利用できることが明確である必要があるが、本件店舗と届け出られた公共駐車場との間には、駐車割引等の特約関係はなく、料金面でのメリットはないため、実際に届出どおりに利用されるか疑問であり、その実績を把握することも困難である。加えて、駐車場の空き状況を示す根拠資料に乏しく、年間を通じて確実に利用可能であることの裏付けが十分でない。このため、駐車割引など、確実な来客の誘導と正確な実績把握ができる措置を講じていただきたい。

四 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十九年六月十九日から平成十九年七月十九日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課